産後ケア事業の内容変更について

1 背景及び目的

(1) 背景

- ・区で3~4か月健診時に行っている「子育てアンケート」において、産後ケアを利用しなかった理由として「利用料金が高い」と回答している者が約1割おり、一定数が経済的負担を理由に産後ケアの利用を躊躇している。
- ・国は、令和4年度から実施している非課税世帯に対する利用者負担の減免支援を、令和5年度より全ての産婦に拡大している。
- ・国の産後ケア事業の拡充に伴い、他自治体でも産後ケア事業の実施が進んでおり、予 約が取りづらい事象が発生している。

(2)目的

産後ケア事業を必要とする全ての産婦に対し、利用者負担金の減免を行い、また利用申込期間を前倒しすることで、利用者の所得状況にかかわらず、産後ケア事業を利用しやすい環境を整える。

2 変更内容

(1) 利用者負担金の減免

利	用体系	類型	宿泊型	日帰り型	外来型乳房ケア	訪問型乳房ケア	
		利用上限	合計で7日間		合計で6回		
			30,000~	19,000~	4,000~	5,000~	
		利用料金	33,000円	22,000円	7,000円	6,000円	
			※1日または1回につき。施設、回数により異なる。				
		区助成額	25,000円	16,000円	初回 4,000円	初回 4,800円	
		区功成镇	23,000 1	10,000 1	2回目~3,000円	2回目~3,800円	
利用者負担		変更前	なし				
金	の減免	変更後	1日につき、2,500円 全類型合計5日間				
	実施方法		・利用者に対し、利用登録または利用申請時に電子クーポンを				
			付与。				
			・産後ケア利用時に、施設にてクーポンを提示。差額の自己負				
			担額を利用者が施設に支払い。				
			ı			殳に対し支払い。	

(2) 利用申込期間の前倒し(宿泊型・日帰り型)

利用方法	変更前	利用希望日の <u>5日前から</u> 2日前の午前10時まで
	変更後	出産後から利用希望日の2日前の午前10時まで

3 予算額

歳入6,023千円歳出6,023千円

4 スケジュール

令和6年2月 利用申込期間の前倒し 令和6年4月 利用者負担金の減免開始